

令和 8 年（2026 年） 4 月 27 日

議会改革推進委員長

大 川 裕 様

議長 井上 昌彦

（公 印 省 略）

議会改革推進委員会における諮問事項について（回答）

令和 7 年 9 月 10 日付けで貴職から依頼のあった事項については、次のとおり回答します。（令和 8 年 3 月 31 日回答期限分）

本件は、小田原市議会基本条例に掲げる「議会の活動原則」のうち、「行政監視機能の強化」の観点から、議会運営の効率化等について求められたものである。

議会運営委員会においては、諮問事項に係る近年の実施状況等を踏まえ協議を行い、具体的に検討した結果、以下のとおり回答を取りまとめた。

1 一般質問通告の見直しについて（提出時間・質問順の決定方法）

- ・一般質問発言通告書の提出期限については、原則として定例会初日の午後 3 時とし、議事の都合に応じて配慮するものとするべき
- ・一般質問の通告順の決定方法については、現状のとおりとするべき

2 討論の見直しについて（通告制）

- ・討論の見直しについては、文書による事前通告制の導入はしないが、反対討論と賛成討論が交互になるよう議員各自が努めるものとするべき

3 質疑について（議員に対する議員の質疑、修正案（議案）に対する質疑、常任委員会における効率的な質疑）

[議員に対する議員の質疑]

- ・議員に対する議員の質疑の位置づけを明確にするべき

- ・ 通告制については、確実な答弁を求めるため通告をすることが望ましいが、突発的な質疑を妨げるものではないものとするべき
- ・ 質疑回数については、回数に制限を設けるべきという意見が多数であった
- ・ ルールが定かではなく、ルールを確認して定めるべきとの意見が多数であった

[修正案（議案）に対する質疑]

- ・ 事前通告については、原則として確実な答弁を求めるため通告をすべきだが、突発的な質疑を妨げるものではないものとするべき
- ・ 質疑回数については、質疑回数に制限を設けるべきとの意見が多数であった
- ・ なお、事前通告や質疑回数において制限を設ける場合は、質疑・答弁の調整のための時間を設けるべき
- ・ 議員の発言については、「発言は、すべて簡明にするもの」とする会議規則の規定を踏まえ、各議員が、これを心がけるべき

[常任委員会における効率的な質疑]

- ・ 常任委員会における効率的な質疑については、委員会における質疑の制限（回数・時間）までは行わないものの、冗長にならないよう、議員各自がしっかりと準備をし、簡潔・明瞭な質疑に努めるものとするべき
- ・ 執行部に対しては、資料や発言（説明・答弁）における簡潔・明瞭な表現について、議会として求めていくべき

令和8年（2026年）4月13日

議会改革推進委員長

大 川 裕 様

議長 井上 昌彦

（公 印 省 略）

議会改革推進委員会における諮問事項について（回答）

令和7年9月10日付けで貴職から依頼のあった事項については、次のとおり回答します。（令和8年3月31日回答期限分）

本件は、「市議会ホームページの充実について」として、市民に対する重要な情報発信媒体である市議会ホームページについて見やすさを高め、必要な情報に円滑にアクセスできるようにするなど、利便性の向上を求められたものである。

議会広報広聴常任委員会においては、利用者の視点に立ち、市議会ホームページの構成や情報の配置、表示方法、文字の見やすさ、各コンテンツへの動線及び情報の整理のあり方等について協議を行い、無償の範囲内で実施可能な改善策を施す方針を定め、具体的に検討した結果、以下のとおり改善策を取りまとめた。

1 トップページの議場写真の大きさの変更について

トップページの議場写真のサイズを見直し、閲覧者がスクロール操作をせずに必要な情報を確認できるよう、当該写真を小さくすることとする。

2 トップページの新着情報への写真の追加について

新着情報に市議会だより最新号の表紙写真を活用することにより、トップページの利便性及び視認性の向上を図ることとする。

3 UDフォント（ユニバーサルデザインフォント）への変更について

障がいの有無や年齢に関わらず、誰もが利用しやすいホームページとするため、UDフォントへの変更を進めることとする。

4 本会議コンテンツ内への「議会中継」表示の追加について

本会議の中継視聴ページへのアクセスが分かりづらい状況にあることから、トップページの本会議コンテンツ内に「議会中継」の文言を追加し、視聴ページへ円滑にアクセスできるよう改善を図ることとする。

5 委員会情報の整理について

委員会に関する情報について、アクセスする場所によって説明内容に差異が生じているため、どのページからアクセスした場合でも委員会紹介文を必ず閲覧できるようにし、情報提供の統一を図ることとする。

6 傍聴の表示方法について

市民にとって重要な情報である「議会の傍聴に関するお知らせ」が他の情報と並列で配置されているため目立ちにくい状況になっている。これを「傍聴」という表示に変更し、直感的に把握しやすいデザインに改善することとする。